

基本目標Ⅲ

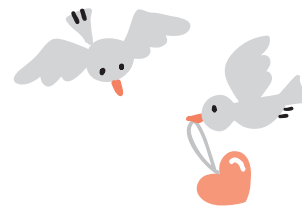
あらゆる暴力の根絶と被害者支援の体制づくり 【下野市配偶者等からの暴力対策基本計画】

施策の方向Ⅲ-1 あらゆる暴力の防止の意識づくり

施策の方向Ⅲ-2 DV被害者の支援体制づくり

具体的な取組

- ・DV防止に関する啓発リーフレットの作成、関係機関への配布
- ・あらゆるハラスメントの防止のための労使双方への啓発・情報提供
- ・DV防止啓発カード等を利用した相談窓口の周知
- ・下野市要保護児童対策地域協議会代表者会議等との定期的な会議・研修の開催



指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
殴る、蹴る、物を投げつけることがDVに含まれると知っている市民の割合	89.5%	100%
精神的・経済的・社会的・性的な暴力がDVに含まれると知っている市民の割合	65.6%	80%
下野市女性相談（DV）ホットラインを知っている市民の割合	14.3%	25%
DVを受けたとき、誰かに相談した市民の割合	42.4%	53%

身体的な暴力以外にもDVになります！

DVとは、たたく、蹴るといった身体への暴力のことだけだと思いませんか。DVには、妻や夫、パートナーの行動や会う相手を制限する、傷つく言葉を使う、自由になるお金を渡さない、避妊に協力しないなど様々な行為が含まれます。また、交際相手からふるわれる暴力は「デートDV」といいます。

DVは、どんな理由があっても許されない、人権を侵害する行為です。

基本目標Ⅳ

人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

施策の方向Ⅳ-1 男女共同参画に関する教育・啓発の推進

施策の方向Ⅳ-2 人権と性の尊重意識の醸成

施策の方向Ⅳ-3 男女が共に担う地域社会づくりへの支援

具体的な取組

- ・男女共同参画に関するフォーラム・セミナー等の開催
- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発
- ・自主防災組織への参画の促進

体や心の性について理解を深めよう！

生物学的にみた「体の性」と、自覚している「心の性」は、必ずしも一致するものではありません。性のあり方は「体の性（生物学的性）」「心の性（性自認）」「好きになる性（性的指向）」等様々な要素で成り立ちます。また、それぞれが必ずしも2つに明確に分かれるのではなく、一人ひとりが異なったグラデーションになっています。

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
社会全体において男女が平等となっていると思う市民の割合	12.8%	18%
男女共同参画のつどいの若年層（40代まで）の参加割合の増加	18.3%	30%
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」を知っている、または聞いたことがある市民の割合	27.1%	32%
自治会活動など地域活動の場において男女が平等となっていると思う市民の割合	29%	40%